

○塩尻委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でございますので会議を進めてまいります。

初めに、１、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

まず、陳情第２０号、出産前後の支援体制強化に関することについてに関わりまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○塩尻委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派等に確認いたします。

自民党・市民会議。

○沼崎委員 判断できます。

○塩尻委員長 民主・市民連合。

○上野委員 判断できます。

○塩尻委員長 公明党。

○中村のりゆき委員 判断できます。

○塩尻委員長 日本共産党。

○中村みなこ委員 判断できます。

○塩尻委員長 無所属、横山委員。

○横山委員 判断できます。

○塩尻委員長 それでは、全会派等が判断できるとのことでしたので、陳情第２０号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○沼崎委員 結論としては、願意に沿い難く、採択すべきでないと考えます。

理由としては、現状の取組で十分に対応できているということと、あとは一々ＡＩをまた作成するというのも、費用対効果に乏しいのではないかと考えるためでございます。

以上です。

○塩尻委員長 次に、民主・市民連合。

○上野委員 本件については願意に沿い難く、不採択といたします。

以下、簡潔に理由を述べます。ＡＩを活用した業務効率化についてはさらに進める必要性があるというのは理解いたしますが、本件については本市において既に実施されていることが多いため、願意に沿い難く、不採択といたします。

○塩尻委員長 次に、公明党。

○中村のりゆき委員 陳情第２０号の出産前後の支援体制強化に関することについてであります。公明党といたしましては結論から申し上げますと、願意に沿い難く、不採択とすべきものと考えております。

以下、簡潔にその理由を申し上げます。陳情理由となっている前提の数字なんですけども、例えば産後ケア事業の利用者数など、担当部局に確認すると大きく違っているということがありました。陳情理由の３番目にも書いてありますけども、産後ケア事業の年間利用者は約１０名というふうに

記載があるんですけども、確認をしますとですね、令和5年は444人、令和6年は433人が使っているという実態がありまして、全くこの数字が違ってきているということが、この数字だけじゃなくてほかの数字もちょっと確認すると、それぞれ違っているってことが実態として分かりました。

陳情者が示している利用者が少ないことを前提に、陳情項目には利用を促進することを求めているということがありまして、実態の数字と大きく違っているということを確認したことから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと判断いたしました。

○塩尻委員長 続きまして、日本共産党。

○中村みなこ委員 日本共産党は、陳情第20号について願意に沿い難いと判断いたします。

陳情理由に、今もお話ありましたが、既存事業の利用が低調だとありますが、実際は、産後ケア事業は毎年400人以上、そして千回以上、そして年々利用が増えているという人気の事業となっています。

また、陳情事項の出産前後の聞き取りは、母子手帳交付時と妊娠8か月に、産後は赤ちゃん訪問時と4か月健診時に行っておりますし、医療機関とも随時連携して対応しているとのこと。

さらにこども家庭センターを中心としての情報の共有も行われており、各関係機関と連携して取り組む体制は構築されております。

今のところどれもさらなる拡充を進める方向性でいいかと考えます。

よって、陳情第20号は願意に沿い難く、我が会派としては、不採択にすべきと判断いたします。

○塩尻委員長 続きまして、無所属、横山委員。

○横山委員 陳情第20号について、私は結論としては不採択とすべきものと判断をします。

以下、理由を簡潔に述べたいと思います。少子化や虐待問題等の課題については認識を共有できるところはありますが、支援が届いていないとか、また、それが制度や組織体制に原因があるという分析には妥当性があるとは残念ながら言えないのではないかなと考えます。

組織体制については、今年度、庁内組織の再編も行われていて、その実効性を評価する段階にあると思いますので、現状新たな体制が必要と判断する段階ではないのではないかなと思います。

それから、AIを活用した業務効率化については一定の効果があるものとは思いますが、客観的な評価をされている現状にはないと考えます。

様々な相談事に対しては、最終的には人間的な対話を基調とした関係づくりの中で行われるべきで、それを補完していくという意味では、検討することについて否定はしませんが、必要なのはマンパワーの充実、職員、相談員の増員とゆとりの確保などが優先されるべきではないかというふうに考えます。

以上です。

○塩尻委員長 それでは、不採択とすべきものとするので全会一致となったことから、陳情第20号については、不採択とすべきものと決定することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○塩尻委員長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第20号については、不採択すべきものと決定いたしました。本会議における委員長口頭報告案の作成については、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○塩尻委員長 それではそのように扱わせていただきます。

次に、陳情第37号、市立小中学校への「いじめ対策監（仮称）」配置制度の導入を求めることについてに関わりまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派等に確認いたします。

自民党・市民会議。

○沼崎委員 判断できます。

○塩尻委員長 民主・市民連合。

○上野委員 判断できます。

○塩尻委員長 公明党。

○中村のりゆき委員 判断できます。

○塩尻委員長 日本共産党。

○中村みなこ委員 判断できます。

○塩尻委員長 無所属、横山委員。

○横山委員 判断できます。

○塩尻委員長 全会派等が判断できるという状況でございましたので、陳情第37号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○沼崎委員 結論としては、願意に沿い難く、採択すべきではないと考えます。

理由としましては、まず、いじめ防止対策の旭川モデル、これが非常に効果を上げているということはこの陳情にもあるとおりなんですが、完璧な制度というわけではなく、よりブラッシュアップを図っていかなければいけないことは当然ではあるわけですが、本陳情の提案する各学校に常勤のいじめ対策監を設置するということは必要性に乏しいと考えることと、あと本陳情はいじめ対策で学校現場の教職員が疲弊しているから、これをやるんだという主張であります、学校現場は非常に業務量が多くて大変であることは事実でありますけれども、このいじめ対策が原因ということではないと思いますので、この陳情の中で訴える内容と、具体的な政策については、願意に沿い難いというところでございます。

○塩尻委員長 民主・市民連合。

○上野委員 陳情第37号につきましては、願意に沿い難く、不採択といたします。

以下、簡潔に理由を述べます。陳情要旨については理解できる場所もございますが、我が会派では、学校現場においてはいじめ対策監のような限定的な人事ではなく、教員の定数増や、スクールカウンセラーの全校配置、これらを最優先課題と考えるため、願意に沿い難く、不採択といたします。

○塩尻委員長 公明党。

○中村のりゆき委員 陳情第37号の市立小中学校への「いじめ対策監（仮称）」配置制度の導入を求めることについてですが、結論から申し上げますと、公明党といたしましては、願意に沿い難く、不採択とすべきものと考えます。

以下、簡潔にその理由を申し上げます。提出者から本文中に、業務負担の著しい増加という項目の中で、いじめ対応が主な要因の一つとの言及もあるわけですが、市教委に確認したところ、実態としては必ずしもそうした実態があるわけではないということでありました。

現在本市では、スクールライフサポーターを大規模校の５校に配置し、いじめの対応も行うことで取組の充実を図っていると伺っておりますが、陳情者が求める全ての学校にいじめ対策監（仮称）を恒久的に配置することを求めているわけでありますけれども、必要に応じて、配置を検討することが重要と考えておりまして、現状小規模校も含めた、全ての学校に配置をする必要性はないものと考えております。

よって、陳情第３７号については、願意に沿い難く不採択すべきものと判断いたしました。

以上です。

○塩尻委員長 続きまして、日本共産党。

○中村みなこ委員 陳情第３７号について、願意に沿い難いと判断いたします。

学校現場に専門的、恒常的体制が欠如しているというのはそのとおりだと考えていますし、いじめの早期発見、早期対応のための取組での膨大な作業を担う人員を配置すべきだとも考えております。しかし、現場の人員不足はいじめ防止対策に限ったものではありません。現在本市では校内教育支援センターの設置が増えつつあり、それに伴って、ＳＬＳ、スクールライフサポーターが配置され、いじめ関連の事務作業の一部を担っております。まずはここを拡充していく、より多くの学校へこのセンター設置と人員配置を進めるべきではないかと考えております。

よって、陳情第３７号は、願意に沿い難く、我が会派としては、不採択にすべきと判断いたします。

○塩尻委員長 無所属、横山委員。

○横山委員 陳情第３７号について、私としては結論としては、不採択とすべきものと判断をします。

以下、簡潔に理由を述べます。学校が抱える課題が肥大化し、教職員の業務負担が増加していること自体には異論がないところではありますが、ただ、陳情者が主張しているように、いじめ対応に高度な専門性と継続性を求めるという指摘については、やや疑問があるというふうに考えます。この指摘では、教職員にはその専門性がないというふうな認識であるのではないかと。であれば誰がそれを有するのか、そういった考え方については賛同ができないところであります。子どもや保護者への対応、いじめ問題に限らず、信頼関係を構築してきた学校、教職員こそが、一義的に担うべきだと思いますし、業務負担が増大しているとするならば、必要なのは教職員の増員であると思います。事務処理や渉外担当者を幾ら置いても肝腎な解決には至らないと思います。

学校は教職員の協力、協働に支えられて機能している組織ですので、問題なのはその協力、協働性が発揮できない、現在の組織の問題等々に課題があるのではないかなというふうに考えます。

以上です。

○塩尻委員長 それでは、不採択とすべきものとするので全会一致になりましたので、陳情第３７号につきましては、不採択とすべきものと決定することで御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○塩尻委員長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第37号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

（「はい」の声あり）

○塩尻委員長 それではそのように扱わせていただきます。

次に、陳情第38号、旭川市におけるAI予兆システムを核としたいじめ・児童虐待・家庭訪問支援の統合モデル構築についてに関わりまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○塩尻委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派等に確認いたします。

自民党・市民会議。

○沼崎委員 判断できます。

○塩尻委員長 民主・市民連合。

○上野委員 判断できます。

○塩尻委員長 公明党。

○中村のりゆき委員 判断できます。

○塩尻委員長 日本共産党。

○中村みなこ委員 判断できます。

○塩尻委員長 無所属、横山委員。

○横山委員 判断できます。

○塩尻委員長 それでは、全会派等が判断できるとのことでしたので、陳情第38号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○沼崎委員 結論としては、願意に沿い難く、採択すべきではないと考えます。

理由といたしましては、まず前提として、AIをつくって、それを採用すればいいというそんな単純な問題ではないというのが結論でございます。また仮に、児童虐待やいじめのリスクをAIが予測してそれによって何か予防に役立てるということが可能であるとすれば、それは旭川市単独で行うべきものではなく、より広域でデータも多い国全体で行っていくべきものであると考えまして、実際こども家庭庁です、現在、児童虐待の防止のAIを研究中ではございますが、皆様御存じのとおり非常に多くの予算をかけたけれどもなかなか精度の高いものがないという、技術的にもなかなか難しいものであるという話もございます。

将来的には可能になることを期待しておりますが、ただ、これを旭川単独で行うべきものでもないですし、また予算や技術の面からも、現状不可能であろうと実行可能性に乏しいと考えますので、採択すべきでないと考えます。

○塩尻委員長 民主・市民連合。

○上野委員 陳情第38号につきまして、結論から申し上げますと、願意に沿い難く、不採択いたします。

陳情要旨のAI導入の必要性については十分理解しておりますが、AIについては様々な課題がございまして、まだ法整備等の動向を検討することが必要と考え、今すぐの導入については時期尚早ということで、願意に沿い難く、不採択いたします。

○塩尻委員長 続きまして、公明党。

○中村のりゆき委員 陳情第38号につきましては、結論から申し上げますと、願意に沿い難く、不採択とすべきものと考えております。

以下、簡潔にその理由を申し上げます。AIを活用する考え方については、異を唱えるつもりはございません。今後様々な事業の中に効率よく、AIの導入が求められるものと考えております。

陳情では、AI導入コストの記載もあるわけですが、システム全体像や、その効果について正確に判断する基準を持ち合わせてないことから、現段階では、願意に沿い難く、不採択すべきものの判断に至りました。

以上でございます。

○塩尻委員長 日本共産党。

○中村みなこ委員 陳情第38号について、願意に沿い難いと判断いたします。

AIは情報の整理分析にたけていると認識はしております。しかし、小さなSOSの見落としを避ける、小さな変化を予兆と捉えるなどがありますが、それが可能となるためには、最新の情報を頻繁にタイムリーに更新していく、更新して入力していかなければなりません。そこには、AIより、やはり人が必要だと考えます。

また、どの部署でもデジタル化が進んでおりますが、あちこちでミスが起きており、最終チェックはアナログでやるしかないのが今の現実です。しかも、いじめ、虐待など、人の心理、精神的な分析を入力情報だけでどれだけ適切に分析可能なのか、疑問に思っているところです。現在は万全ではありませんが、それぞれの部署で把握された情報は、共有して、連携しながら対応されております。そこを一層落ちのないようにするためには、より多くの人の手と目で、対象となる方たちに人が対応すべきと考えております。

よって、陳情第38号は願意に沿い難く、我が会派としては、不採択にすべきと判断いたします。

○塩尻委員長 続きまして、無所属、横山委員。

○横山委員 陳情第38号については、結論としては不採択とすべきものと判断します。

以下、簡潔に理由を述べます。子どもを取り巻く課題に困難性が生じていること自体は否定をしません、それが組織体制という構造的な問題かどうかは一概には言えないと思います。課題解決のためには、様々な相談窓口を経て第三者が関わり、人間的な関わりの中で解決に近づく努力を重ねることが必要であると考えます。業務効率化そのものは否定はしません、その近道を探るということには合理性があるとは考えにくいと思います。AI予兆システムが、担当者の業務負担を軽減することに効果が一定程度あるということは理解できないわけではありませんが、学習した情報の集積と分析によって最適解を出しているようで、本当にそうなのかどうか、その評価は未知数ではないのかというふうにも考えます。

結局は人による分析や対応が必要なのが、様々な悩み相談等々の問題なんではないかなというふうに考えます。繰り返しになりますが、客観的な評価が十分ではないAIの導入については慎重であるべきだというふうに考えます。

以上です。

○塩尻委員長 それでは、不採択とすべきものとするので全会一致となったことから、陳情第38号については、不採択とすべきものと決定することで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○塩尻委員長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第38号については、不採択とすべきものと決定いたしました。本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○塩尻委員長 それではそのように扱わせていただきます。

次に、2、子育て及び男女共同参画に関する事項についてを議題といたします。

(1) 若者相談窓口の設置について、理事者から報告願います。

○木村こども・女性・若者未来部長 若者を対象とした相談窓口につきましては、今年度の新たな設置に向けて準備を進めてまいりましたが、このたび6月から運用を開始したところでございまして、本日はその内容につきまして、配付資料に基づき御説明を申し上げます。資料を御覧ください。

最初に、1、設置目的であります。社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者が抱える様々な課題や悩みに寄り添い、必要な支援や支える人との出会いを通して、若者自身のペースで社会との接点を広げるための手助けや後押しを行うことを目的としております。

次に、2の若者相談窓口の概要になりますが、まず、(1)の相談方法につきましては、予約制としておりまして、事前に電話等で申込みいただき、面談日時を調整いたします。

(2)の受付及び開設日時につきましては、原則として平日の月曜日から木曜日の10時から16時、場所については、総合庁舎3階の女性・若者応援課となります。

また、(3)の特色になりますが、こうした相談窓口には若者自らが相談に来ることは「まれ」であるため、既に若者とつながっている関係機関等と連携し、自発的に支援を求めてくることができない若者に対し、窓口で待つのではなく、こちらから出向くアウトリーチ型の相談支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、3の相談体制ですけれども、今年度新たに配置をいたしました若者支援相談員1名とともに、非行防止活動における街頭巡視指導、いわゆる補導を既に行っているこども・若者指導員2名とが連携しながら、若者本人に対し自立支援要素を深めた相談対応、伴走支援を行ってまいります。

次に、4の対象年齢につきましては、若者については、法令上の定義はございませんが、こども基本法に規定されているこども大綱においては、思春期、これは、中学生からおおむね18歳までとなりますが、及び青年期、これはおおむね18歳以降からおおむね30歳未満、施策によっては40歳未満のポスト青年期も含めて対象としておりまして、これに準じた対応といたします。

最後に、今後になりますけれども、5の今年度の取組予定につきましては、1点目が、(1)の相談機能の強化ということで、ヤングケアラーに対する相談体制として、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、さきに御説明いたしました若者相談窓口と併せ、若者に対する包括的な相談支援体制の構築を進めてまいります。2点目として、(2)の支援体制の整備になりますが、若者への支援をより効果的かつ円滑に実施するため、関係機関等で構成される地域協議会の設置につきましても、併せて検討していく予定でございます。

なお、資料の2ページ目には周知用のチラシといたしまして、さきに配付したものと同一ものになりますけれども添付をしておりますので、併せて御覧をいただければと思います。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○塩尻委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○中村みなこ委員 それでは何点か質疑させていただきます。

新たに若者相談窓口を設置したとのことでした。若者分野に対しての新しい取組、新しい一歩だということで、大変うれしく思っております。ただ、先日このチラシをいただいたときにまず思ったのが、あれ、若者なのにQRコードがないのかっていうことでした。そしてさらによくよく見ると、電話で受け付けですし、受付時間も午後4時までとなっていますし、若者にとっての利用しにくさを感じたところです。悩みを抱える若者たちが自ら電話して、市役所の窓口に出向いて相談するという自体、かなりハードルが高いと思われます。自らSOSを出せないでいる若者たちに対してのアプローチ等の考え方を伺います。

○松山こども・女性・若者未来部次長 困り事を抱える若者自身が、市役所の窓口で相談することは難しいものと承知をしております。このたび設置いたしました若者相談窓口につきましても、孤独感や孤立感など、生きづらさを感じている若者が、自ら支援を求める声を発することができない場合も多々あると感じておりまして、そのような潜在的なニーズにどのようにアプローチできるのかが、若者への相談支援のかぎであると考えております。資料2ページ目のチラシにつきましては、ホームページ等でお知らせしておりますが、既存の居場所づくりイベント等も周知の入り口として活用しつつ、窓口で相談されるのを待つのではなく、例えば、既に困り事を抱えている若者とつながっている関係機関や支援者の方々と一緒に伴走しながら、時間がかかるとは思いますが、粘り強く支援を行っていきたいと考えております。

○中村みなこ委員 つまり、相談窓口を立ち上げたけれども、今の段階では、広く周知を図ってたくさん呼び込もうとするものではないと理解いたしました。

伴走型支援を行うに当たって、既に困り事を抱えている若者とつながっている関係機関と一緒にという説明でした。様々な専門機関やふだんから若者と接している支援者との連携が重要になってくるとは思いますが、具体的にどのような関係機関を想定して連携を図っていくのか伺います。

○松山こども・女性・若者未来部次長 若者への自立支援を行う上においては、働く準備などは、厚生労働省が委託しております若者サポートステーション、経済的な困り事であれば、自立サポートセンター、そのほかにも、障害のある方への支援センターなどとの連携が主なものと考えております。

また、既に若者と関わっている関係機関としては、高等学校等の教育機関や児童福祉施設のほか、居場所づくり活動を行っている支援者の方々と連携しながら、一緒に若者をサポートしていきたいと考えております。

○中村みなこ委員 福祉や教育、民間も含めて多くの関係機関と連携していくと理解いたしました。

では、ハードルの一つでもあります、新規にですね、窓口相談する際には、匿名でも可能となるのでしょうか。

○松山こども・女性・若者未来部次長 入り口の段階では、匿名でも相談を開始することは可能です。今年度より対象を拡大した24時間対応の当課のLINE相談なども、匿名で気軽に相談できるツールとして活用してまいります。そうした入り口から自立に向け深く関わっていく中で、まずは信頼関係の構築を図りまして、直接会うことにより、表情や感情を酌み取りながら、複雑で多様

な課題を、本人の意思を尊重しながら、本人のペースで寄り添う支援をしていくことで、自然と匿名性はなくなるものと考えております。

○中村みなこ委員 まだ、窓口が開設されてから間もないのですが、既に相談の動きはあるのでしょうか。具体的な実績と現場の状況を伺います。

○松山こども・女性・若者未来部次長 若者相談窓口につきましては、6月1日から若者支援相談員を配置いたしました。6月は、市民の皆様に広く周知をする前の段階ではございましたけれども、既に11名の若者に対して延べ52回の訪問や来庁による面談等を行っております。これらは昨年度からの非行防止活動に関わっているものや、こども家庭センターとの連携等により支援を開始したケースです。相談内容といたしましては、不登校や本人の課題、家族との関係性などが複雑に絡み合っており、主訴が明確でないものが多いというのが実態です。しかし、強い孤立感や孤独感を抱えている様子がうかがえ、窓口を複数回訪れる若者もあり、確実に関係性を築き始めている状況です。

○中村みなこ委員 既に11名とのことでした。以前から関わりのあった方だということですが、ニーズは確かにあって、伴走支援での相談業務が機能しているとのこと、今後にも大変期待しております。一人一人への伴走支援はかなり時間をかけて、丁寧に進めていくと思われそうです。まだ始まったばかりですので、様子を見てとなると思いますが、人手が足りてなくて中途半端な支援にならないようにですとか、相談員の負担が重くならないように、今後適切な体制の拡充等も視野に入れて進めていただきたいと思います。

今後の取組予定にはヤングケアラー・コーディネーターとか、地域協議会の記載もありましたので、そこも早く整備して進められるように期待しております。

最後になります。複雑な悩みを抱える若者に対し、しっかり伴走支援を行っていくに当たって、今後の取組に向けた部長の決意を伺いまして、最後の質疑といたします。

○木村こども・女性・若者未来部長 今回設置した若者相談窓口につきましては、冒頭の御説明の中でも特色として御説明をさせていただきましたとおり、若者自らが相談に来ることは想定しにくいことから、関係機関等と連携しながら若者との接点を見だし、アウトリーチ型の相談支援を行うこととしております。

さらには、先ほど次長からも答弁がありましたとおり、若者が抱える悩みは、単純ではなく、様々な悩みが絡み合い、複雑かつ深いものとなっているケースが多いという状況もございます。そのため、若者が心を開き、本音や気持ちを話してもらえるまで、本人を中心として寄り添う意識を持って支援に当たること、その支援が押しつけとならないよう、関係づくりを丁寧に行っていくことが必要と考えております。このようなことから、そばで一緒になって考え、支援していく、いわゆる伴走支援を行ってまいりますけれども、アウトリーチを含めこうした対応には一定の労力と相当の時間を要するため、現体制では非常に多くの対応が難しい状況があることも事実でございます。これは見方を変えれば、課題となり得るものとも言えますけれども、我々としていたしましては本当に困難を抱える若者に支援を届けるためには、一人一人の心に深く寄り添う伴走が不可欠であると考えておりまして、そこはこだわっていきなというふうに考えております。

今年度、比較的早い時期に若者の相談支援を開始することができましたけれども、まだ第一歩を踏み出したばかりでございまして、また、本市にとっても初めての取組ということになります。ま

ずは、このスタートにおいて、目の前の若者に確実に寄り添い、関係機関との連携をより一層深めてまいる所存でありますけれども、一方で当面は手探り状態となることも想定され、アウトリーチあるいは伴走支援を含め、状況によりまして、試行錯誤を重ねながら、また、本市にとってよりよい若者支援の形とするにはどうすべきか、そういった将来のことも見据えながら、今後、取り組んでまいりたい、このように考えております。

○塩尻委員長 他に御発言はございますか。

○横山委員 すみません、通告は特にしていませんし、質疑ではないんですけども、資料の2枚目のイラストをちょっと見てですね、ちょっと余計なことかもしれませんが、こういう見方もあるなあということは、ぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

多分この2人のイラストは、手前のほうが相談をしている若者で、奥は相談を受けている側なんだろうと思うんですけども、描かれている若者が、髪を染めていて、足を開いて座っているっていう、いわゆる何か大人が考えている若者像のステレオタイプのものが表現されているような気がするんですけども、必ずしも若者はこういう姿ではないはずなんですよね。それが当該の若者たちがどうこれを受け止めているのか、誤ったメッセージになるのではないかっていうことをやっぱりどこか念頭に置いていかないとこういうものを使う、そういったことは私はちょっと慎重であるべきなのではないかなというふうに思います。一応、ちょっと美術教員の端くれでもあった立場としては、こういうものってメッセージを発するものなので、どういうふうに受け止められているかっていうことを敏感に感じているのもやっぱり若者なのではないかなというふうに思います。どうこうしろということではないんですけども、お考えいただければいいんじゃないかなということです。

以上です。

○塩尻委員長 他に御発言はございますか。

○沼崎委員 わざわざ委員会内で質疑することかどうかと迷ったんですけど、ただいま横山委員からも発言があったので、私も一緒に、今、横山委員がおっしゃったこと、結構、私も同じように感じていて、ただ、思うのは結構、これは実際にこういう感じなんですか。周りからのプライバシーとかあんまり守られてないような感じなんですけど、この相談を受けている大人の方もあんまり、要はね、ダウンジャケットみたいなのを着て、何かその辺にいるおじさんみたいな感じで、経験豊富な相談員という感じがしないとか、あと、若者も結構きれいにツーブロックにさっぱりして、髪もきれいに染めていて、割と身ぎれいで、まあよくあるヤンキー的な態度で元気がよさそうな子で、あまりこういう子は相談に来ないんじゃないかなと、何かちょっと若干違和感がございました。これ、実際の相談風景はこんな感じなんですか。

○松山こども・女性・若者未来部次長 実際の相談窓口はこちらの事務室の3階にあるんですけども、こちらは昨年、居場所づくり事業を実際に行ったものをそのままちょっと切り取って使ったっていう状況がございまして、そのときの状況を載せさせていただきました。

○塩尻委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午後２時３５分